

2022年10月20日

伊方原発訴訟の現在

弁護士 薦 田 伸 夫

1. 政府の方針転換
 - (1) 新增設
 - (2) 運転期間の撤廃
 - (3) 「安全が確認された原発」←「安全基準ではなく、規制基準」(田中)「100%の安全はない」(山中)
2. 原発の問題点
 - (1) トイレなきマンション
 - ① 未だにオンカロだけ
 - ② 10万年
 - ③ 使用済みモックス燃料
 - (2) 「東京に原発を」(広瀬隆)
3. 「クリーンエネルギー」というまやかし
 - (1) 放射性廃棄物
 - (2) 平時・事故時の環境汚染
 - (3) 運転までの化石燃料消費と火力発電の併用
4. 伊方訴訟
 - (1) 1号炉
1973年8月27日提訴。地裁判決直前の裁判長の交代。裁判官会同。1992年10月29日最判
 - (2) 2号炉
1978年提訴。2000年12月15日判決。中央構造線。
5. 3・11前の原発訴訟 海渡雄一「原発訴訟」(岩波新書)に詳しい志賀原発についての金沢地判, もんじゅについての名古屋高判の2例以外は全部敗訴。裁判所が原発反対運動を鎮圧する役割を果たした
6. 福島原発事故の教訓
 - (1) 日本でもレベル7のシビアアクシデントが起きる
 - (2) 生命や健康が侵され, 避難を余儀なくされ, 故郷を喪失する
 - (3) 原発を止めても電力を賄うことが出来る

- (4) 裁判官が福島原発事故を招いたのではないか
- 7. 裁判官の反省
 - 「原発に挑んだ裁判官」(朝日新聞出版)
- 8. 3・11後の最高裁
 - (1) 2回の会同
 - (2) 原発人事
 - ① 名古屋高裁金沢支部
 - ② 福井地裁
 - ③ 福岡高裁宮崎支部
 - ④ 松山地裁
- 9. 3・11後の裁判
 - (1) 勝訴判決
 - ① 福井地裁
 - ② 大阪地裁
 - ③ 水戸地裁
 - ④ 札幌地裁
 - (2) 勝訴決定
 - ① 福井地裁
 - ② 大津地裁
 - ③ 広島高裁(火山, 中央構造線)
 - (3) 最高裁が鬼門(砂川事件の田中長官)
- 10. 現在の伊方訴訟
 - (1) 松山, 広島, 大分, 山口(河合弁護士「1勝3敗でも良い, 四電は全部勝たないといけない」)
 - (2) 松山地裁の現状
- 11. 原発をとめるには
 - (1) 原発のコスト
 - (2) 原発の倫理違反
 - (3) 世界の趨勢
 - (4) 時間の問題
 - (5) 運動と裁判の連携